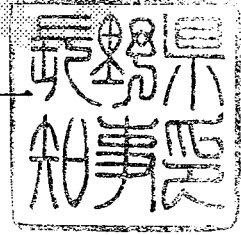


## 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 長野県小諸市大字平原309番地1  
氏名 イー・ステージ株式会社  
代表取締役 鈴木 宏信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

長野県知事 阿部 守一



許可の年月日 平成 25 年 4 月 13 日  
許可の有効年月日 平成 30 年 4 月 12 日

### 1 事業の範囲

収集運搬（積替保管を除く。）する特別管理産業廃棄物

- ・ 廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類、又は裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 廃酸 (水素イオン濃度指数が2.0以下のもの、又は裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 廃アルカリ (水素イオン濃度指数が12.5以上のもの、又は裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)
- ・ 感染症廃棄物
- ・ 銹さい及び銹さいを処分するために処理したもの (裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る)
- ・ 廃石綿等
- ・ ばいじん及びばいじんを処分するために処理したもの (裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る)
- ・ 燃え殻及び燃え殻を処分するために処理したもの (裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る)
- ・ 汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの (裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る)
- ・ 指定下水汚泥及び指定下水汚泥を処分するために処理したもの (裏面別表に記載の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る)

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

該当なし

3 許可の条件 なし

4 許可の更新又は変更の状況

- ・ 平成 5 年 4 月 13 日 新規許可
- ・ 平成 25 年 4 月 13 日 更新許可

5 積替え許可の有無 有 ・  無

市名 該当なし 許可番号 該当なし

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

(裏面に続く。)

別表

	指汚 定泥 下水	鉍 さい	ば い じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アルカリ
水銀又はその化合物	○	○	○	/	/	○	—	—
カドミウム又はその化合物	○	○	○	○	/	○	—	—
鉛又はその化合物	○	○	○	○	/	○	—	—
有機燐化合物	○	/	/	/	/	○	—	—
六価クロム化合物	○	○	○	○	/	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	○	○	/	○	—	—
シアン化合物	○	/	/	/	/	○	○	○
PCB	—	/	/	/	/	—	—	—
トリクロロエチレン	○	/	/	/	○	○	—	—
テトラクロロエチレン	○	/	/	/	○	○	—	—
ジクロロメタン	—	/	/	/	—	—	—	—
四塩化炭素	—	/	/	/	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン	—	/	/	/	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン	—	/	/	/	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	—	/	/	/	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン	—	/	/	/	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン	—	/	/	/	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン	—	/	/	/	—	—	—	—
チウラム	—	/	/	/	—	—	—	—
シマジン	—	/	/	/	—	—	—	—
チオベンカルブ	—	/	/	/	—	—	—	—
ベンゼン	—	/	/	/	—	—	—	—
セレン又はその化合物	—	—	—	—	/	—	—	—
ダイオキシン類	—	/	—	—	/	—	—	—

・表中の「○」は取扱うことができるもの、「—」は取扱うことができないものを示す。

されたもので無効です

備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。